

ガソリンスタンド跡地へのご提案

ガソリンスタンド業界はもっとも苦しい業界のひとつ、売っても、売っても薄利で利益ができません。ちょっとした他店の値下げ、石油価格の上昇で、またたく間に廃業へとになってしまうのが現状です。

跡地の有効利用でネックとなるのが土壤汚染問題です。

●ガソリンスタンド跡地の調査義務化へ

土壤汚染対策法では 3,000 m²以上の土地の改変の場合のみが該当しますが、愛知県条例（平成 22 年 10 月 1 日以降）・名古屋市条例（平成 22 年 4 月 1 日以降）でガソリンスタンドの事業所廃止時の土壤汚染調査を義務付けていますので注意が必要です。

私たちは、土壤調査・対策工事を一括して行うことによってコスト削減をご提案します。

まずは土壤汚染調査を

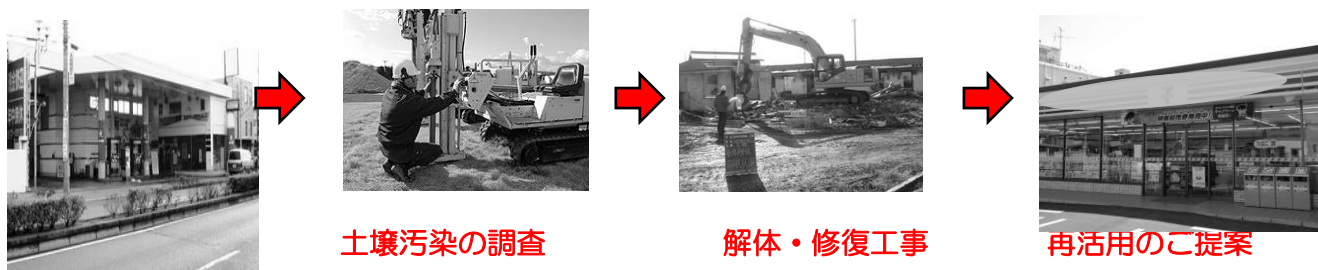
ガソリンスタンドで調査対象物質は「ベンゼン」と「鉛」です。法や条例とは異なりますが、ガイドラインによる油（油膜・油臭）の調査を行い、汚染の有無を調べます。

～跡地の利用をワンストップで行えます～

調査の結果や跡地の利用方法によって対策方法が異なります、さまざまな利用方法を事前に検討することによって必要最低限の対応、利用方法に応じたご提案が出来ます。

また、窓口の一元化、さまざまな調整・対応がスピーディーになり期間の短縮に、ワンストップサービスでトータルでの費用削減を行います。

各種の専門家が対応するため、時勢に応じた対応が可能、また新情報や新技術を常に把握し、お客様へ最新で最良のご提案が出来ます。



わたしたちは、不動産取引ありき、解体工事ありき、土壤調査・浄化工事ありきでの対応ではなく、お客様にとって何が一番大事なのか？お客様にとっての最善の方法をご提案し、実践して参ります。

さくら開発株式会社 〒444-1221 愛知県安城市和泉町神明18番地 1

環境技術事業部 担当 山本 TEL080-3287-3664

t.yamamoto@sakura-dev.jp